

令和2年11月4日

標茶町立小・中学校の保護者 様

標茶町教育委員会教育長 島田 哲男

標茶町働き方改革行動計画の実施について

晩秋の候、保護者の皆様におかれましてはますますご健勝にてお過ごしのことと拝察申し上げます。さて、令和2年3月に「学校における働き方改革 北海道アクションプラン」が改定され、「教職員の在校時間の上限」等について新たに示されました。また従来通り、「教員の時間外勤務等の縮減」「教員が子どもと向き合う時間の確保」などをねらいとして、「学校閉庁日の設定」や「部活動休養日の設定」「定時退勤日の徹底」などに取り組むこととされております。

このことを受けて、標茶町においても「標茶町働き方改革行動計画」を令和2年9月に改定し、本町における働き方改革の具体的な取組を継続して行うこととしています。

つきましては、以下の点について、保護者の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

【標茶町における具体的な取り組み】

< 1 部活動休養日の実施 >

- ① 基本として、週2日以上（平日1日以上、週末1日以上）休養日を設定する
- ② 基本として、学校閉庁日は部活動休養日とする

※「部活動休養日」とは、「練習を行わない日」のことです。

< 2 学校閉庁日の実施 >

長期休業期間中における学校閉庁日については、

- ① 夏季休業期間中は「8月15日前後の勤務日の3日間」を基本とする
- ② 冬季休業期間中は「12月29日～1月3日の6日間」を基本とする

※「学校閉庁日」とは、長期休業期間中のある一定の期間、連続して教職員が休暇をとりやすくするようにするためのものです。

【令和2年度限りの取組み】

- 令和2年度冬季休業期間の学校閉庁日を「12月29日～1月4日の7日間」とします
※夏季休業期間における学校閉庁日を勤務日に2日間しか設定できなかったことから、今年度に限り、冬季休業期間の学校閉庁日を1日増やします。

《問い合わせ》標茶町教育委員会 485-2111（内線284指導室）